

環境影響評価技術検討会報告書のとりまとめについて

- 報告書の概要とポイント -

環境省総合環境政策局環境影響評価課

大気・水・環境負荷分野の環境影響評価技術検討会報告書の概要

- 大気・水・環境負荷分野検討会（中西座長 / 永田座長代理）
- ・大気分科会（永田座長：早稲田大学教授）
 - ・騒音分科会（橘座長：東京大学教授）
 - ・水環境分科会（中西座長：山口大学名誉教授）
 - ・環境負荷分科会（永田座長）

報告書の概要

昨年度の中間報告では、大気環境、水環境及び土壌環境その他環境と、環境への負荷分野とされる温室効果ガス等の地球環境、廃棄物等に関する調査・予測の進め方についてとりまとめた。今回はこの分野における環境保全措置・評価・事後調査の技術手法を具体的に示すことを目的として検討を行い、とりまとめた。土壌・地盤環境については、昨年度検討しなかった調査・予測の進め方についても併せて検討した。

また、今年度も総論として示す環境影響評価の一般的な考え方や留意点をより良く理解できるよう、架空の環境と事業を設定し、ケーススタディを行った。

あわせて、環境影響評価に際して参考となる技術手法についてレビューを行い、環境影響評価の実務者が活用できるよう「技術シート」として技術ごとに整理し掲載した。

なお、これにより、従来の大気、騒音、水質等の分野に加え、新たに環境影響評価の対象となった温室効果ガスや廃棄物などの環境負荷分野などに関して、環境影響評価の技術手法が一通り整理されたことになる。

（参考）

- | | | |
|------|-------|--------------------------|
| 年次計画 | H 1 1 | スコーピングの進め方、技術手法のレビュー |
| | H 1 2 | 調査・予測の進め方、技術手法のレビュー |
| | H 1 3 | 環境保全措置・評価・事後調査、技術手法のレビュー |

（報告書の構成）

- 第1章 大気環境の環境保全措置・評価・事後調査の進め方
- 第2章 水環境の環境保全措置・評価・事後調査の進め方
- 第3章 土壌環境・地盤環境の環境影響評価・環境保全措置・評価・事後調査の進め方
- 第4章 環境負荷分野の環境保全措置・評価・事後調査の進め方
- 第5章 環境影響評価における技術レビュー
- 第6章 今後の課題

今回の報告書のポイント

「大気・水・環境負荷」分野における環境保全措置・評価・事後調査の進め方

- 環境保全措置の考え方 -

環境保全措置とは、調査、予測及び評価を行う過程において事業者が環境影響を回避又は低減するために検討する環境保全対策であり、環境影響を回避する措置から避けられない影響を代償する措置までを含む幅広い概念であることを示した。

- 環境保全措置の立案の手順 -

環境保全措置の立案においては、とるべき環境保全措置の方向を明らかにすることが有効であることから、まず、保全方針の設定を行うこととしている。この方針に基づき、事業計画の段階に応じて、それぞれいくつかの措置案を繰り返し検討し、影響の回避または低減が最も適切に行えるものを環境保全措置として選択していくことを示した。

- 保全方針 -

保全方針の設定は、環境への配慮をどのような視点で実施するのかを明らかにするために行うものであり、事業特性や地域特性を勘案した上で、環境保全の対象、目標や重点的に検討すべき事項や検討の程度等を明かにすることを示した。

- 環境保全措置の妥当性の検証 -

環境保全措置の妥当性の検証は、複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討により行うことが基本となり、環境保全措置を実施することにより対象とする環境要素に関する回避又は低減の効果・不確実性の程度、他の環境要素に及ぶおそれのある影響等といった観点で検討を行うことを示した。

- 代償措置の考え方 -

水環境の価値に関する代償措置を講ずる場合には、その技術的困難さや水循環系への影響を十分に踏まえた検討が必要であることを示した。

なお、大気汚染や水質汚濁のように環境の質そのものに変化をもたらす場合は、同様の環境質を創出することは現実的には困難であり、環境影響の回避・低減が重要となることを示した。

- 評価の考え方 -

「環境影響の回避・低減に係る評価」の実施においては、事業計画立案段階から環境影響評価実施段階における幅広い環境保全対策を対象とし、最善の環境保全対策の選定に至るまでの予測・評価の繰り返し等による複数案の比較により妥当性を検証した上で事業による環境影響が回避・低減されているかどうかを判断することを示した。

- 事後調査の考え方 -

調査、予測や環境保全措置の効果などは、その内容に不確実性を伴うことが多いことから、それらの確認、検証を行うための事後調査の実施についても併せて検討することが重要であることを示した。また、環境影響評価技術を向上させていくためには、事後調査結果の公表・活用が重要であることを示した。

- ケーススタディ -

ケーススタディでは、主に環境保全措置・評価・事後調査の進め方についての基本的な考え方について具体的にとらえられるよう、図表を用いて具体的手法の例を提示した。

土壌環境・地盤環境の環境影響評価の進め方

- 土壌環境の環境影響評価の進め方 -

土壌は、物質循環、とくに水循環やエネルギーフローに関与し、降水の流動や貯留、地下水の涵養、生態系の維持などに重要な役割を果たしている。

したがって、土壌環境の環境影響評価は、生産活動や自然由来による土壌汚染と地下水環境や多様な生態系の保全などに関係する土壌機能の側面から捉えることが必要であることを示した。

- 地盤環境の環境影響評価の進め方 -

地盤は、自然生成物、人工生成物を問わず、地表および地下に存在する建造物・生物等、全ての荷重を支える能力を有しており、生活基盤、生産基盤となる諸施設を整備する場として利用されるほか、大気・水・多様な生物と連携し、極めて多面的な機能をもって自然環境そして生活環境に重要な役割を果たしている。

したがって、地盤に関わる環境影響評価は、従来から行われてきた地盤沈下のほか、地すべり・斜面崩壊・液状化・地盤陥没といった開発行為による土地の安定性の変化、あるいは地下構造物による地盤の熱環境の変化、有害ガスの発生等物理化学的变化についても、広く環境影響評価の項目として考慮する必要があることを示した。

環境影響評価における技術レビュー

環境影響評価に際して参考となる各種の技術手法についてレビューを行い、実務の際に活用しやすいよう「技術シート」としてとりまとめた。

今後の課題

これまでの検討を進める過程において、今後の環境影響評価技術の向上やより良い環境影響評価制度としていくための課題について指摘された事項を分野共通の課題と各分野個別の課題とに分けて示した。

生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会報告書の概要

- 生物の多様性分野検討会（大島座長 / 小野座長代理 / 清水座長代理）
- ・ 陸域分科会（大島座長：（財）自然環境研究センター理事長）
 - ・ 陸水域分科会（小野座長：北九州市立自然史博物館館長）
 - ・ 海域分科会（清水座長：東京大学名誉教授）

報告書の概要

生物の多様性分野の環境影響評価技術については、生態系の特性に応じた検討を行うため、陸域、陸水域、海域の各生態系毎に検討を行ってきた。

平成10年度より検討を開始し、「スコーピング」「調査・予測」「環境保全措置・評価・事後調査」の大きく3つに流れに分け、年度毎に成果をとりまとめてきた。本分野の環境影響評価技術については、昨年度の報告書により一通り整理されている。

今回は各生態系に共通した環境影響評価技術の考え方や技術手法のあり方について整理を行うとともに、「ベスト追求型」の環境アセスメントの目的をより明確にするため、環境保全措置の立案に重点を置いて、環境アセスメントの流れを整理した。

（報告書の構成）

- 第 章 生態系の環境アセスメントとは
- 第 章 環境アセスメントの技術手法
- 第 章 主な技術手法の解説
 - 1 陸域生態系
 - 2 陸水域生態系
 - 3 海域生態系
- 第 章 関連資料

今回の報告書のポイント

1) 生態系の環境アセスメントとは

- 環境アセスメントにおける生態系項目の基本的な考え方 -

環境アセスメントにおいて、生態系を対象とすることの意義やその捉え方について示した。

- 環境アセスメントにおける環境保全措置の位置付け -

環境保全措置の立案とそれに対する合意形成が環境アセスメントを実施していく上で最も重要なことであり、環境保全措置の立案に重点を置いた環境アセスメントを行っていくことが必要であることを示した。

2) 環境アセスメントの技術手法

- スコーピング -

スコーピングでの検討手順及び内容（事業特性及び地域特性の把握、項目・手法の選定）、方法書の作成に関する留意点等を示した。

- 調査・予測 -

基盤環境と生物群集の関係、注目種・群集、生態系の機能のそれぞれに着目した調査・予測の項目及び手法について示した。また、生態系への影響予測の基本的な考え方や方法について示した。

- 環境保全措置 -

環境保全措置にあたっての考え方や優先順位、立案手順等を示した。また、生態系に関する代償措置の考え方や環境保全措置の妥当性の検証、実施案の選定について方法や留意点を示した。

- 評価 -

生態系に関する評価の考え方や他の環境要素との関係や優先順位を踏まえた「対象事業に係る総合的な評価」の必要性について示した。

- 事後調査の考え方 -

事後調査の考え方や事後調査結果の公表・活用の重要性について示した。

3) 主な技術手法の解説

環境アセスメントの手続きの流れに従い、陸域、陸水域、海域の各生態系毎に主な技術手法について解説を行った。解説で示した考え方や留意点をより良く理解し、実際の環境アセスメントの実施計画の検討の際に参考となるよう、架空の事業を対象としたケーススタディを行い、各生態系における環境アセスメントの技術手法を具体的に示した。

自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会報告書の概要

自然との触れ合い分野検討会（熊谷座長：東京大学教授）

報告書の概要

自然との触れ合い分野の環境影響評価技術については、景観と触れ合い活動の場の各項目毎に検討を行ってきた。

平成10年度から検討を開始し、「スコーピング」「調査・予測」「環境保全措置・評価・事後調査」の大きく3つに流れに分け、年度毎に成果をとりまとめてきた。本分野の環境影響評価技術については、昨年度の報告書により一通り整理されている。

今回は「ベスト追求型」の環境アセスメントの目的をより明確にするため、環境保全措置の立案に重点を置いて環境アセスメントの流れを整理した。また、スコーピングの手続きを通じて項目及び手法の選定がより適切に行われるよう、地域特性の把握や要素の絞り込みの方法についてできる限り詳しく解説した。

（報告書の構成）

- 第 章 「自然とのふれあい」の環境アセスメントとは
- 第 章 環境アセスメントの進め方
- 第 章 環境アセスメントの技術手法
 - 1 景観
 - 2 触れ合い活動の場
- 第 章 関連資料

今回の報告書のポイント

- 1) 「自然とのふれあい」の環境アセスメントとは
 - 「自然とのふれあい」における環境アセスメントの基本的考え方 -
環境アセスメントにおける自然とのふれあいの意義や自然とのふれあいが身近な自然の保全と合意形成に果たす役割について示した。
景観では眺望景観と困窮景観に分けて影響を捉えること、景観を構成している要素の状態だけではなく、視覚を通じて人間に与えられる価値認識にまで踏み込み、影響を把握していく必要があることを示した。
触れ合い活動の場については、従来の「野外レクリエーション地」よりも幅広い「触れ合い活動」を対象として、活動を通じて人々に与えられる価値認識にまで踏み込み、影響を把握していく必要があることを示した。
 - 環境アセスメントにおける環境保全措置の位置付け -
環境保全措置の立案とそれに対する合意形成が環境アセスメントを実施していく上で最も重要なことであり、環境保全措置の立案に重点を置いた環境アセスメントを行っていくことが必要であることを示した。
- 2) 環境アセスメントの進め方
 - スコーピング -

スコーピングでの検討手順や事業特性及び地域特性の把握、項目・手法の選定に関する考え方を示した。

- 調査 -

景観及び触れ合い活動の場に関する調査手法設定の考え方、手順を示した。

- 予測 -

景観及び触れ合い活動の場に関する予測手順を示した。

- 環境保全措置 -

環境保全措置にあたっての考え方や優先順位、立案手順等を示した。

また、自然との触れ合い分野における代償措置の考え方や環境保全措置の妥当性の検証、実施案の選定について方法や留意点を示した。

- 評価 -

「景観」及び「触れ合い活動の場」の各項目に関する評価の考え方や他の環境要素との関係や優先順位を踏まえた「対象事業に係る総合的な評価」の必要性について示した。

- 事後調査の考え方 -

事後調査の考え方や事後調査結果の公表・活用の重要性について示した。

3) 環境アセスメントの技術手法

環境アセスメントの手続きの流れに従い、「景観」及び「触れ合い活動の場」の各項目に関する技術手法の解説を行った。解説で示した考え方や留意点をより良く理解し、実際の環境アセスメントの実施計画の検討の際に参考となるよう、架空の事業を対象としたケーススタディを行い、各項目における環境アセスメントの技術手法を具体的に示した。